

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成17年5月26日(木)午後2時~午後2時35分
場所 小田原市役所 301会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 島田祐子
2番委員 青木秀夫
3番委員 桑原妙子
4番委員 安藤實英
5番委員 横田俊一郎

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|---------------|-------|
| 学校教育部長 | 石嶋 襄 |
| 生涯学習部次長 | 今村 清晴 |
| 教育政策課長 | 杉崎 公 |
| 学校教育課長 | 椎野 美乃 |
| 生涯学習政策課長 | 中村 悟 |
| 文化財課長 | 塚田 順正 |
| スポーツ課長 | 守屋 良治 |
| 学校教育課長補佐(学事) | 青木 昭 |
| (書記) | |
| 教育政策課教育政策担当主査 | 杉山 博之 |
| 教育政策課主査 | 田代 勝美 |

4 議事日程

- 日程第1 請願第1号 教科用図書採択検討委員に中立性確保を求める請願(学校教育課)
- 日程第2 報告第6号 事務の臨時代理の報告について(6月補正予算)(学校教育課)

日程第3 議案第17号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて（生涯学習政策課）

日程第4 議案第18号 小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて（スポーツ課）

日程第5 議案第19号 小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について（文化財課）

5 議事の概要

（1）委員長開会宣言

（2）4月定例会の会議録承認...青木委員報告

（3）会議録署名委員の決定...島田委員・桑原委員に決定

（4）日程第1 請願第1号 教科用図書採択検討委員に中立性確保を求める請願
杉山書記（教育政策担当主査）が請願書を朗読
請願団体代表者加藤哲男氏が請願書、添付資料及び趣旨説明補足をもとに事情説明
補足説明 ...学校教育課長

学校教育課長...採択検討委員会については、設置要綱第2条において、「小田原市教育委員会が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することを目的として検討委員会を設置する」とその設置について規定され、5月9日の採択検討委員会では調査研究の方針、予算、調査研究等の日程について審議されました。また、採択権限を有しているのは、教育委員のみで、採択については、採択検討委員会が関わることなく、教育委員が行うこととなります。

横田委員 ...調査員とか採択検討委員会の委員は、直接教科書を決定する権利を持っていない訳ですが、そうすると、直接の利害を有する者とは、どんな方なんでしょうか。

学校教育課長...直接の利害関係を有する者は、各教科書の執筆者、編集者、販売関係者と考えております。神奈川県教育委員会におきましても、同様の解釈を

しております。

委員長が、請願の取り扱いについて一括採決、項目別採決、継続審議のいずれかを諮る。

横田委員 ... 請願事項の は根本が同じようですので、一括採決でいいのではないのでしょうか。

島田委員 ... 私も、一括でいいと思います。

桑原委員 ... 私も、同じ意見です。

青木教育長 ... それでいいと思います。

一括採決に決定

各委員から採択か不採択等についての意見を伺う。

横田委員 ... 説明にもあったように、直接の利害を有する者は、直接販売に関係し、金銭的な利害を持っていることであるとすれば、委員の中に教職員組合の方がいるということは、公正な立場ではないということにはならないのではないのでしょうか。現実に教科書を使っている現場の方々ですので、そういう方に採択検討委員会に入ってもらうことは当然のことだと思いますし、先生が委員に入っていることは、公正な立場でないとは言えないんじゃないかと思います。そうすると の「教科用図書採択検討には関与させない」ことも必要ないと思いますし、 の「採択検討委員会が履行できない場合は、採択検討委員会として中立性を確保する具体的指針を公式に明示すること」も必要なくなると思いますが、いかがでしょうか。

島田委員 ... 子どもたちにどういう教科書がいいかということ現場の先生に調査研究していただいて、最終的には教科書を決めるのは私達、教育委員ですから、この請願は、不採択でいいんじゃないかと思います。教育委員の私達を信じていただけたらと思います。

桑原委員 ... 利害関係から考えますと、ほぼ同じ理由で、不採択でいいと思います。

青木教育長 ... 皆さんとほぼ同じ理由で、不採択でいいと思います。

委員長が、採決するか否かについて諮ったところ、採決することに、全員賛成

採決

安藤委員長 ...採択すべきものとしてのご意見に賛成の方は、挙手願います。

賛成なし

安藤委員長 ...この請願は、不採択とすべきものと決しました。

安藤委員長 ...教科書については、様々な意見をお聞きしておりますが、ほとんどのものは公正にという趣旨にとられます。これは当然のことでありまして、我々、教育委員の権限責務といたしまして、肅々と対応し、教育委員会として採択まで力を注いでいきたいと思えます。

(5) 日程第 2 報告第 6 号 事務の臨時代理の報告について (6 月補正予算)

提案理由説明...教育長・学校教育課長

青木教育長 ...それでは、報告第 6 号「事務の臨時代理の報告について」を御説明申し上げます。市議会 6 月定例会に係る教育委員会関係の補正予算案について、市長に対し意見の申し出をいたしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 4 号に基づく当会議の付議事項であります。急務を要し、会議を開くことができませんでしたので、同規則第 4 条第 1 項の規定により、事務を臨時に代理させていただきました。従いまして、同条第 2 項の規定により、御報告するものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

学校教育課長...それでは、報告第 6 号についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料を御覧ください。(項) 教育総務費 (目) 事務局費の学事一般経費の「防犯用品購入費」につきましては、今年 2 月に発生した大阪府寝屋川市立中央小学校の事件等、学校事件が多発しているのを受け、文部科学省が設置した「安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクト

トチーム」より「学校安全対策は実効性のある安全管理の取組みを積極的かつ継続的に推進していくことが望まれる。」旨の第一次報告が本年3月に発表されました。市教育委員会といたしましては、この発表を受けまして、学校防犯対策は緊急を要するものであり、学校安全のための方策を再点検いたしました結果、早急に整備できる学校防犯用品のうち、「学校への不審者の侵入に備えた取組」を最優先と考えまして、安全を守るための備えるべき器具として効果的である「催涙スプレー」と「さすまた」を学校の必要数に応じ、早急に配置することとしたものでございます。まず、「催涙スプレー」につきましては、小学校に8個、中学校に5個、幼稚園に3個ずつを基準としまして、既に学校で保有している分を考慮し、配布基準に不足する148個分を計上いたしましたものでございます。次に、「さすまた」につきましては、暴漢に対して部分的に押え込むためには有効な防御用品でございまして、3本での使用が非常に有効とのことから、その配布を各小・中学校・幼稚園に3本ずつを基準としまして「催涙スプレー」と同様、既に学校で保有している分を考慮し、配布基準に不足する73本分を計上いたしまして、併せて学校防犯用品購入費として1,233千円を計上いたしましたものでございます。なお、今後の学校安全対策につきましては、現在、今年度から新規事業としてスタートいたしました「学校安全アドバイザー」を各学校等に派遣しておりまして、警察官OB2人1組により各小・中学校・幼稚園の施設管理上や危険箇所、緊急マニュアル等のチェックを実施していただいております。7月上旬にはすべての小・中学校、幼稚園をチェックし、その検証結果につきましては、今後の小田原市における学校安全対策のあり方を検討するうえでの参考とさせていただき、引き続き学校安全対策の充実化を図って参りたいと考えております。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

(質疑・意見等なし)

(6) 日程第 3 議案第 1 7 号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

日程第 4 議案第 1 8 号 小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて

日程第 5 議案第 1 9 号 小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について

提案理由説明...教育長・生涯学習政策課長・スポーツ課長・文化財課長

青木教育長 ...それでは、議案第 1 7 号「小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて」から、議案第 1 9 号「小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について」までの 3 件を一括御説明申し上げます。社会教育委員及びスポーツ振興審議会委員につきましては、推薦母体からの推薦替えによるもの、文化財保護委員につきましては、任期満了によるものでございます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

生涯学習政策課長...それでは私から、議案第 1 7 号の「小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて」御説明申し上げます。小田原市社会教育委員につきましては、社会教育法第 1 5 条第 2 項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選出することとなっております。現在、社会教育委員は、平成 1 6 年 8 月 1 日から平成 1 8 年 7 月 3 1 日までの 2 年任期で、継続中ですが、このたび小田原市 P T A 連絡協議会の代表として委嘱しておりました近藤弘人(こんどう ひろと)氏が、平成 1 7 年 3 月 3 1 日をもって委員を退かれることとなりました。その後任として、新たに小田原市 P T A 連絡協議会から、小田原市立下府中小学校 P T A 副会長の江藤貴紀(えとう たかのり)氏を御推薦いただきましたが、社会教育委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものです。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

スポーツ課長...それでは、議案第 1 8 号小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて、細部のご説明を申し上げます。スポーツ振興審議会は、スポーツ振興法第 1 8 条第 4 項の規定により、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から選出することになっております。現在スポーツ振興審議会委員は、平成 1 6 年 9 月 1 日から平成 1 8 年 8 月 3 1 日までの 2 年任期の継続中ですが、このたび、推薦母体であ

ります、小田原医師会の役員改選に伴い、新委員の推薦がありました。小田原医師会から選出され、委嘱しておりました鈴木正彦（すずき まさひこ）委員に代わり、原 久美子（はら くみこ）委員の推薦をいただきました。これにつきまして、スポーツ振興審議会委員として適任と思いますので、委嘱いたしたく提案するものです。任期は、前任者の残任期間として平成18年8月31日までとなります。

文化財課長 ... 議案第19号小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について、議案の資料を御覧願います。小田原市文化財保護委員会委員については、平成17年5月31日をもちまして、現在の委員の2年の任期が終わります。ついては、平成17年6月1日からの2年任期の委員を別紙のとおり委嘱しようとするものでございます。

（質疑・意見等なし）

採決... 全員賛成により原案のとおり可決

（7）委員長閉会宣言

平成17年 月 日

委 員 長

署名委員（島田委員）

署名委員（桑原委員）